総 行 安 第 25 号
平成31年４月10日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）
殿

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室 長
（ 公 印 省 略 ）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第49号）が平成31年４月10日付けで公布され、同日から施行されます。
今回の改正は、業務上の疾病及び公務上の災害の範囲について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。
つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

１ 改正の内容
地方公務員災害補償法施行規則第１条の２に規定する別表第１において、第７号について、「オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する。

２ 施行期日
平成31年４月10日

３ 非常勤の職員についての取扱い
「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和４２年１１月２７日付け自治給第８４号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

【連絡先】
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

総 行 安 第 25号
平成31年４月10日

各都道府県総務部（局）長　殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室 長
（　公　印　省　略　）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第49号）が平成31年４月10日付けで公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務上の疾病及び公務上の災害の範囲について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

１　改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則第１条の２に規定する別表第１において、第７号について、「オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する。

２　施行期日

平成31年４月10日

３　非常勤の職員についての取扱い

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和４２年１１月２７日付け自治給第８４号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

【連絡先】
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

総 行 安 第 ２５号
平成31年４月10日

地方公務員災害補償基金事務局長　殿

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室 長
（　公　印　省　略　）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第49号）が平成31年４月10日付けで公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務上の疾病及び公務上の災害の範囲について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

１　改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則第１条の２に規定する別表第１において、第７号について、「オルト―トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する。

２　施行期日

平成31年４月10日

【連絡先】
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

○総務省令第四十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日　総務大臣　石田　真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第　（第一条の二関係）	**別表第**　（第一条の二関係）
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病	七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
［1～10　略］	［1～10　同上］
11　オルト―トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん	［新設］
12～15　［略］	11～14　［同上］
16　1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病	15　1から14までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
［八～十　略］	［八～十　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月十日から施行する。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第二条の二関係） ［一～六　略］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［1～10　略］ 11　オルト―トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん 12～15　［略］ 16　1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 ［八～十　略］	別表第一（第二条の二関係） ［一～六　同上］ 七　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ［1～10　同上］ ［新設］ 11～14　［同上］ 15　1から14までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 ［八～十　同上］

附　則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。